

# 仕様書

## 第1 事業名

多摩地域観光交通促進プロジェクト実証実験業務委託

## 第2 目的

移動アクセス手段の更なる充実が見込める西多摩地域で、観光客向けの新たな交通サービスを推進し、観光客の満足度を上げて旅行者の再来訪に繋げていく必要がある。

そこで、各観光施設等を移動する手段を検討することを目的とした実証実験を実施し、観光地を周遊する交通手段の整備に繋げる。

## 第3 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

## 第4 定義

本仕様書は以下の通り定義する。

「西多摩地域」とは、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村をいう。

## 第5 委託業務内容

### 1 全体運営

受託者は本事業の履行に当たり、以下の（1）及び（2）に留意すること。

（1）上記「第2 目的」を踏まえ、以下のアからウまでを行うこと。

① 対象エリアにおける既存の公共交通の整備状況や、各自治体の交通計画等を確認し、イを実施するための詳細なスケジュール等を記述した実施計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」とする）の承認を得ること。

② 実証実験

ア 実証実験の詳細内容の設計

イ 実証実験の実施

ウ 実証実験の分析・検証

③ 報告会および報告書

ア 報告会の実施

イ 報告書の作成及び提出

（2）事業の実施に当たっては、関係自治体の協力を得ながら実施体制の整備、実施業務の詳細について、TCVBと協議を行いながら進めること。

また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。

### 2 観光交通促進プロジェクト実証実験等

## (1) 実証実験の詳細内容

上記1の(1)「② 実証実験」の実施に当たっては、以下の事項に留意し、シェアサイクルを活用した実証実験を企画し、実施すること。

### ① 実施概要

西多摩地域の駅又は観光地周辺に電動アシスト付き自転車を配備し、観光客の利用を促進し、その解析を行う実験を実施する。

ア 実施時期、期間は、令和2年1月頃～令和2年12月頃の1年間とする。

イ 実施地区は、観光等で地域を移動する際の二次交通の地域課題の改善につながるものであり、かつ実際の導入を想定した地区とする。具体的にはJR青梅線沿線（青梅駅～小作駅間を中心とし、奥多摩・御岳地域等との連携）と、JR五日市線沿線（武蔵五日市駅を中心とし、檜原村および日の出町地域との連携）で観光地を巡ることができる場所とする。

ウ 鉄道駅やバス停から、現在整備の進んでいないシェアサイクルなどを組み合わせた観光形態となるよう、一次交通及び二次交通〔公共交通（バス）〕と連携を図ること。

エ 実施地域周辺には既に民間事業者が事業を実施している場合があるため、既存事業者とのネットワークを作り、連携、委託などの手法を探ること。

オ 実施地区の関係者（市町村、観光協会、民間事業者等）に対し、当該事業についての説明を行い調整、連携に注意を払うこと。また、実施地区の観光施設及び付近にある施設のうち依頼が必要な施設等に対し、本事業への協力を依頼すること。

カ ポートの設置場所は、駅及び観光地（温浴施設含む）周辺など、観光客にとって有効となる複数箇所を提案すること。

キ 貸出方法は原則として電子決済を利用した無人システムや有人受付によるシステムなど、提案によるものとする。

ク シェアサイクルの台数は、観光客の状況に応じて対応し台数の平準化を図ること。また、故障対応や充電などのメンテナンスを行い、条例等に沿った傷害保険に加入すること。

### ② 利用料金の設定

シェアサイクルの利用料金は有料とする。（利用料金は提案によるものとするが、既存事業者との調整を図り、財団と委託者で協議の上決定する。）事業終了後にデータ等による確実な方法等で実績を報告し、収入は財団に戻入すること。

### ③ 告知

ア 自社HP、SNSなどを利用し、またチラシの作成などで、実証実験を行っている旨の告知を行い、利用の促進を図ること。

イ ポート周辺観光地マップを作成し配布すること（英語の案内も記載することが望ましい）

### ④ 実証実験の実施にあたっての留意事項

実施に際しては以下の点に留意すること。

ア 実施に際しては実施計画を作成し、受託者の進行管理の下で行うこと。

イ 実施期間中に発生する課題への対応や整理については、受託者が行うこと。

ウ 実証実験実施期間中に、連携事業者や自治体との意見交換の場を1回以上設け、また利用状況等の定期的分析を行い、状況により内容等の見直しが必要な場合は、方法、場所について、変更、追加など適宜調整を行うこと。

エ 実施に際して必要に応じて安全かつ円滑な実施を考慮した人員配置を行うこと。

オ 実施に際して必要な道路許可申請等の許認可の手続きを行うこと（警察、地方運輸局、道路管理者等との調整）。

⑤ 実証実験終了後の対応

継続して事業が実施可能な場所においては、関係機関との調整を行い、継続実施ができるように努めること。

⑥ 実証実験の分析・検証

以下の分析・検討を実施すること。なお、本分析・検証は実際の導入を想定した判断材料となることに留意して適切な方法にて行うこと。

ア 実証実験に対する旅行者ニーズ（方法は提案によるものとする）

イ 利用実績、GPS を利用した周遊ルートの経路分析、可能な限り利用者の属性

ウ 課題整理

エ シェアサイクル導入に向けた検討・提案（観光振興に向け、民間企業が参入できるビジネスモデル案や採算性の検討 等）

### 3 報告会の実施および報告書の提出

上記1の(1)「③ 報告会および報告書」の実施に当たり、受託者は、全ての工程終了後に、周辺自治体等の関係者に対し、報告会を実施すること。日程、場所、方法等は財団と協議の上決定する。また、全体をまとめた報告書を作成し、提出すること。作成した報告書は必要に応じて、関係者（市町村、観光協会、事業者、メディア等）へも配布すること。なお、配布リストについては、事前に作成し、財団と協議の上決定すること。

#### (1) 調査報告書 30部

- ・目次、体裁等は財団と協議の上決定すること。
- ・エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。
- ・モニターツアーの現場写真、アンケート結果等を必ず取り入れること。

規格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙)再生上質紙 A判 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2018の印刷物における水準1を満たすこと。

#### (2) 報告書類の電子データ一式（CD-R等） 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または

「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

### (3) 財団の承諾

提出の前日までに報告書を案として1度提出し、報告書の内容について財団と協議し承認を得ること。  
また、財団が必要と認めるときは、その求めに応じて報告書の基となるデータを提出すること。

## 第6 著作権

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて財団に帰属する。
- 3 本件委託による得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3及び4の規定は、第7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第7 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 第8 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第9 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちにTCVBに連絡すること。
- 3 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 4 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

## 第12 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

担当：宇都宮・深田

電 話 03-5579-2682（直通）

FAX 03-5579-8785